

東大阪中央ロータリークラブ

創 立 昭和47年2月20日
 例会日 毎週月曜日 12:30～
 例会場所 シェラトン都ホテル大阪 3F
 事務局 大阪市天王寺区石ヶ辻町2-8
 〒543-0031 クレアツィオーネ上本町 704号
 TEL : 06-6772-2320
 FAX : 06-6772-2327
 E-mail : hcrc@at.wakwak.com



会 長 三 木 武 志
 会長エレクト 小 川 高 弘
 副 会 長 百 濟 洋 一
 幹 事 佐 藤 三 千 秋
 会報委員長 岩 崎 史 郎

Be a gift to the world

世界へのプレゼントになろう

2015～2016 年度 国際ロータリー会長 K. R. ラビンドラン

第 1997 回例会 平成 28 年 2 月 1 日 (月曜日) 第 24 号

本日の例会 2月1日(月) 第1例会

- ◎ソング 「町に灯を」
- ◎卓 話 『相続(争族)問題について』
担当: 中村 徹会員
- ◎本日の献立 軽食ワンプレート

※次週2月8日(月)は振替休会です。

次回の例会 2月11日(木・祝) 第2例会

◀ I M 4 組 ローターデー ▶

- テ ー マ : I M 第 4 組 ローターデー を 考 え る
- 場 所 : 「シェラトン都ホテル大阪」
- 移 動 例 会 : 3 階 「金剛の間」 12 : 00 ~
- I M 第 1 部 : 4 階 「浪速の間・西」 13 : 00 ~
- 第 2 部 懇 親 会 : 4 階 「浪波の間・東」 16 : 15 ~ 17 : 35

前回の例会 1月25日(月) 第3例会

- ◎ビジター 大阪東RC 佐々木 恭一様
- 会長挨拶** 会長 三木 武志

皆様こんにちは、寒さが厳しくなって参りましたがお体には十分お気を付け下さい。

先日神戸ロータリークラブに行って参りました、1924年に大阪ロータリークラブをスポンサークラブとして日本で3番目に誕生したそうです。人数は155名で出席率もメイクアップを含まず78パーセント、含むと84パーセントと会員数が多いのに出席率が大変良いと思いました。1月22日の卓話は「2016年の経済展望」と題してクラブのメンバーでもある日本銀行神戸支店の野原さんのお話でした。気づいた点は週報をビジターに配らない、もちろん下さいと言えば頂きます。

会員のみんなが良い意味でクラブに誇りを持っているように思えました。これは本当に良いことだと思います。ただソングの歌声は非常に小さいことが印象に残りました、そして神戸ロータリーにはポールハリスさんが例会でつけていたバッジがあるそうです。

皆様も機会を作ってぜひ他のクラブを訪問してみてください。きっと何か新しい発見があると思います。

出席報告 岡本 委員

本日の会員数 24名
 本日の出席者数 18名
 本日の出席規定適用免除会員 10名
 本日の出席率 81.82%
 12月7日の修正出席率 81.82%
 メイクアップ: 三木会長が1月21日に神戸RC

ニコニコ箱報告 長堀 副SAA

- 佐藤幹事 下期のロータリー活動も宜しくお願ひします。
- 瀧田会員 1月も終わりに近付きました。寒気が凄すぎますね。昨日のゴルフは寒さでシビレました。皆さん風邪を引きませんように!!
- 金子会員 久しぶりにセリアに会えて大変うれしいです。元気そうで安心しました。

幹事報告 幹事 佐藤 三千秋

1. 次週、例会終了後、第8回定例理事役員会を5階「サルビアの間」にて開催致します。理事・役員の皆様には宜しくお願ひ致します。
2. ニコニコ袋ですが、大変ご協力して頂き、上期は71万4千円になりました。3人の方の大口がありました。下期も宜しくお願ひします。

卓 話 岡本 慎一会員

◀最近の取扱い事件について▶

最近の取扱い事件について、感想を交えながら話をしてみたいと思います。何か参考にして頂ければと思います。

今、事務所では、弁護士4人体制でやっています。私が、ロータリーに入った頃は独立してまだ弁護士一人でしたので、その頃から比べて少し、規模は大きくなったと思います。

事務所を取り扱う事件数は、毎年微増でやっています。

事件の種類として多いのは、離婚、相続、交通事故になります。他にも個人の関係では、労働関係、労災事故関係、成年後見の手続、刑事事件、破産事件、不動産取引でのトラブルなどです。

企業の関係では、取引上の損害賠償請求、債権回収、契約書のチェック、契約内容をふまえて法的な戦略を立てる、継続的な契約の解消、不動産の取引や管理（家賃回収、明渡退去を求める）、解雇などが多いです。

相続事件

相続の問題で相談を受けた場合、遺言があるかないかで、まず処理の仕方が決まります。

遺言があれば、遺言によって決まります。

遺言では、遺留分（最低限の権利）を侵害できないのが原則です。

ただ、家庭裁判所に認めてもらうことが必要なのですが、遺留分すら認めず、相続人にならせることすら認めない「廃除」という手続があります。たとえば、相続人が被相続人を虐待している場合などでは、虐待している者を「廃除」することが認められることがあります。

遺言で、よく利用するのは、自分で作成して保管する自筆証書遺言か、公証役場で公証人に公証してもらう公正証書遺言です。

公正証書遺言の場合、公証人の報酬（通常数万円程度）がかかりますが、公証人が間違いがないか確認した上で行うので、後から争われにくいといえます。

自筆証書遺言は、全文を自分で書き、日付を記入、署名・押印をすることが必要です。自筆証書遺言は、後から、判断力がなかったので無効であるとして争われることがあります。

医師の診断書があれば、証拠として強いのですが、診断書がなくても本人のカルテや、介護契約の内容などから判断するケースもあります。

遺言書がない場合は、法律で決められた相続分を遺産分割協議をして分けることになります。

最近では、子がおらず、親も既に亡くなっているケースで、亡くなった兄弟の遺産を他の兄弟同士で強く争うということがよくあるという印象です。

遺産分割協議の話合いがつかなければ、家庭裁判所で調停や審判という手続を行って決めることになります

（裁判で解決する場合もあります）。

成年後見

成年後見の手続きには、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助があり、家庭裁判所に申し立てて、認めてもらう必要があります。

家庭裁判所に申し立てをするには、診断書が必要で、長谷川式スケールという認知能力のテスト（テストの内容は、生年月日を聞いたり、簡単な計算、言葉を覚えてもらって後から覚えているかチェックするものです）を行って診断書を作成してもらいます。

後見人が付けば、後見人は本人に代わって財産の管理をしたり、身上看護（生活ができるように）のためにケアマネージャーと相談し、介護事業所と契約をして手配します。

後見人の不正を無くすために、管理する財産が多ければ後見監督人という後見人を監督する立場の人を付けることが考えられます。

あるいは、信託銀行と信託契約を結んで、後見人であったとしても、家庭裁判所の許可がなければ、預金を引き

出せないようにする制度もあります（後見制度支援制度などと言います）。

取扱い事件が一番多いのは、離婚です。

離婚の話を進める場合、依頼者に不貞行為（浮気）があれば、なかなか良い解決を目指せなくなります。

最近浮気がばれた例として、出入国の記録から、特定の異性と海外旅行に行ってきたことが判明したり、タクシーの領収証から妻がタクシー会社に連絡して異性と一緒に乗っていたことや降りた場所や聞き出ししたりした例などもありました。

交通事故

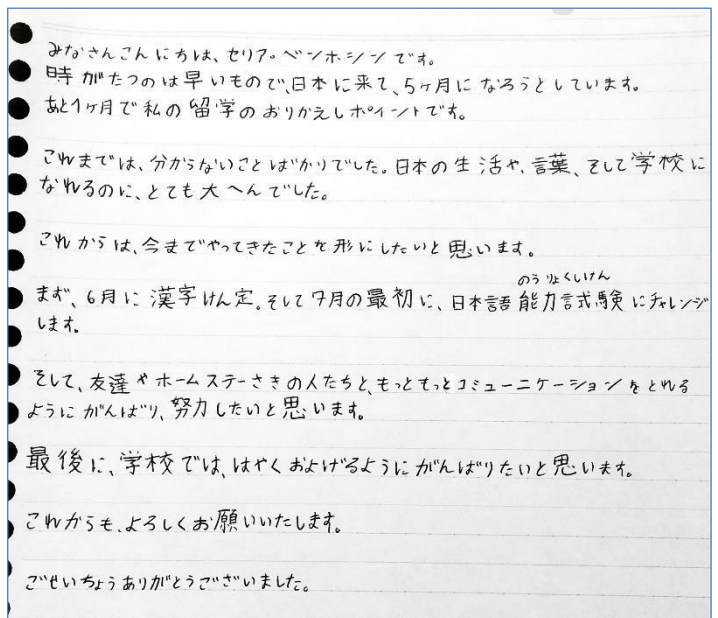
交通事故は、個人的な出来事があった関係で特に思い入れがある分野です。

交通事故による怪我の後遺症で現実に苦しんで、仕事ができないほどになっても、十分な賠償を得ることができない人が多い。

被害にあった人の現状を正しく裁判所に伝えて、適正な賠償を受けるために努力するのが弁護士の役割と考えています。

青少年交換プログラム

セリア・ベンソーシン



（※日本語の上達を原文で見せてあげて下さい）

みなさん、こんにちは。セリア・ベンソーシンです。時がたつのは早いもので、日本に来て5ヶ月になろうとしています。あと1ヶ月で私の留学のおりかえしポイントです。

これまでは、分からないことばかりでした。日本の生活や、言葉、そして学校になれるのに大へんでした。

これからは、今までやってきたことを形にしたいと思います。

まず、6月に漢字けん定。そして7月の最初に、日本語能力試験にチャレンジします。そして友達やホームステイさきの人たちと、もっともっとコミュニケーションをとれるようにがんばり、努力したいと思います。

最後に学校では、はやくおよげるようにがんばりたいとおもいます。

これからもよろしくお願ひいたします。

ごせいちょうありがとうございました。

